

專 門 委 員 提 出 資 料
(秋 草 委 員、 廣 瀨 委 員)

総合科学技術会議
知的財産戦略専門調査会 御中

知的財産戦略専門調査会 中間まとめ(案)へのコメント

平成14年6月6日
富士通株式会社
秋草 直之

1. 日本版バイドール条項の適用の拡大について

今回の知的財産戦略専門調査会の中間まとめにおいて、ソフトウェア開発事業へ日本版バイドール条項が適用拡大されることが言及されている。ソフトサービス産業に従事する者として嬉しいことであり、是非、法律改正を行っていただきたい。

具体的には各省との請負契約が修正されることになると思われるが、省毎の対応が異なることが懸念されるので、実施の徹底をお願いしたい。

さらに、以下の点につき確認したい。

- (1) 「委託研究を除く」の部分は、委託研究が既に産業活力再生特別措置法の対象であるから言及しないことを意味するか。
- (2) 第三回調査会においてコメントしたように、産業活力再生特別措置法の延長をお願いしたい。

2. インターネット上の国境を超えた知的財産侵害問題について

インターネットを利用したグローバルなビジネス展開の重要性を増しているが、それに係わる知的財産権問題の裁判管轄、準拠法の扱いが明確にならない限り安定したビジネス展開が困難になる。この問題は各国の立法府が、国際的にハーモナイズするように、自国の法制度を調整しなければならない問題であり、民間企業としては、ビジネスへの影響が大きいにもかかわらず関与することが難しい。是非、官の努力に期待したい。

一例を挙げると、日本国内に設置されているサーバに、日本法で合法的に載せているソフトウェアについて、それが他国で知的財産権侵害を理由に訴えられるケースがあり得る。このような場合、問題を解決するために結局、(合法であるにもかかわらず)日本での掲載を止めざるを得ない、といった事態が起こらないようにしていただきたい。解決方法としては例えば、インターネット上で取引をおこなう対象国を宣言することによって、対象外の国での侵害クレームからは免責される、といったことが各国間で合意されることが望ましい。

3. システム LSI の知的財産の保護について

半導体 IP について、どのような権利で保護するのか、検討する余地がある。現状においては、著作権であるか、回路配置利用権か、あるいは新たな知的財産権が必要なのか、色々な意見が聞かれる。

一方各半導体メーカーは、それぞれの半導体 IP を融通しあっているが、利用条件等が各社によって異なるため、必ずしも円滑には運用できていない。中間まとめにもあるように、半導体 IP のビジネス・ルールを整備する必要性を感じている。

以上

平成 14 年 6 月 6 日

知的財産戦略専門調査会
「知的財産戦略について中間まとめ(案)」
に対する意見

産業技術総合研究所
次世代半導体研究センター
廣瀬 全孝

6 月 6 日の専門調査会に出席できませんので、標記(案)についての意見を下記にまとめました。

記

1. 先端技術分野における知的財産の保護と活用、2. 情報通信 (21 頁)において、「法制の総合的な見直し」が述べられており、3. 関連基盤の整備、4. ノウハウの保護 (28 頁)において、「ノウハウ等の保護制度の強化」について指摘されております。いずれの指摘も今日の情報社会において極めて重要な視点であると考えます。

情報通信技術とインターネットの発展により、最も大きく変化しつつあるのは、我々の社会であります。ネットワークの発達によって誰も予期しないビジネスが次々と生まれつつあります。従来の法体系が想定していた社会の構造やビジネスの枠組みが大きく変化する時代に、公正で活力ある社会を実現するために、法制のあり方を体系的に考える必要があります。

本調査会としてもこの件に関して、12 月に向けて、中長期的視点で検討を深める必要があると考えます。